

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
たるときは、
の翌日)

般の縦覧に供する。

昭和六十一年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

◇ 告示 農用地土壤汚染対策地域の指定
土地改良法による換地計画の決定(三件)
◇ 委員監査 烏取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令

一 名称 小田川地域
二 区域 次の図に斜線で示した区域
三 指定年月日 昭和六十一年二月十四日

告示

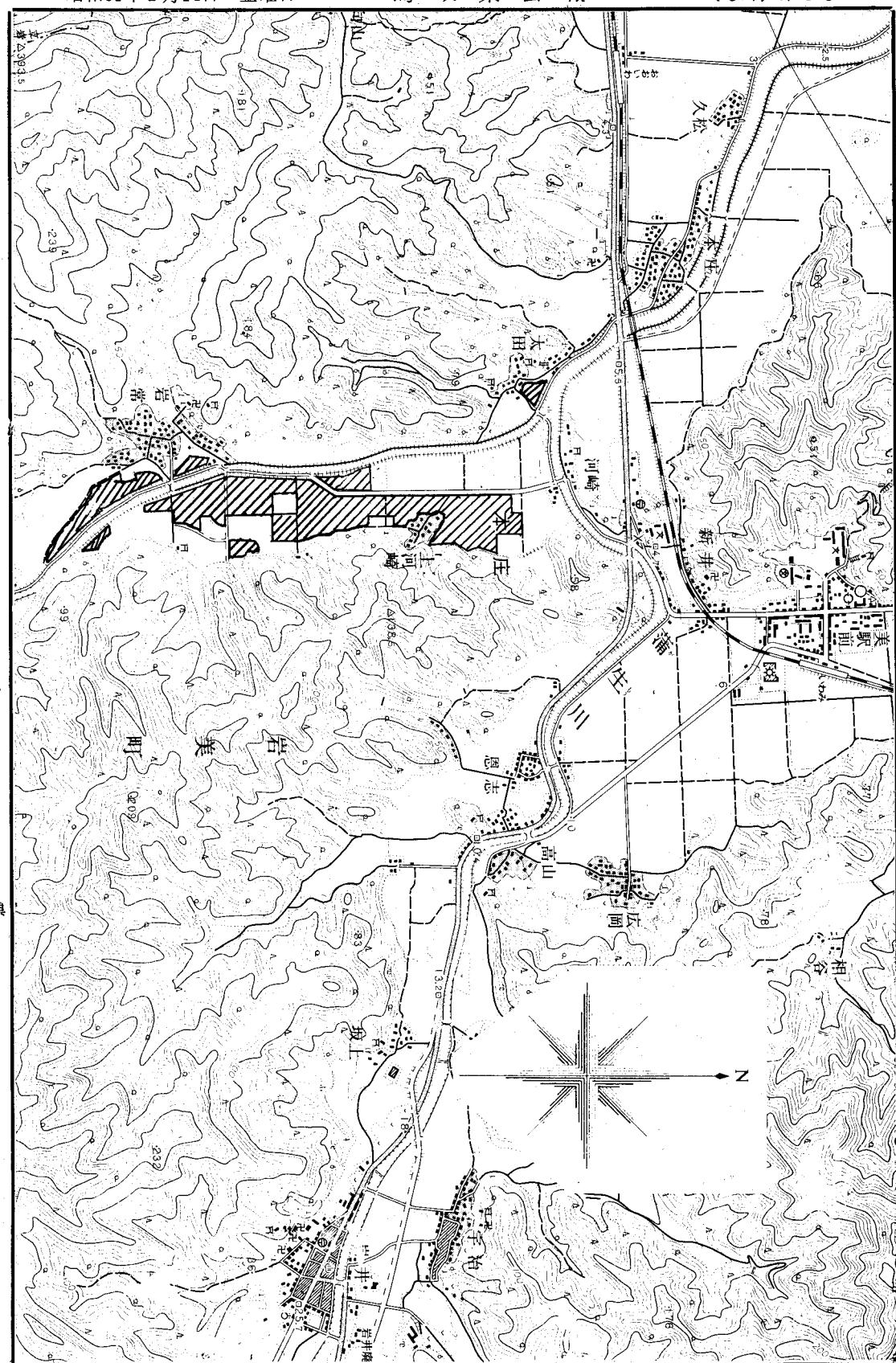
鳥取県告示第百五十三号

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第百三十九号)第三条第一項の規定に基づき、次のとおり農用地土壤汚染対策地域を指定したので、同条第四項の規定により告示する。
その関係書類は、鳥取県鳥取地方農林振興局及び岩美町役場において一

鳥取県公報

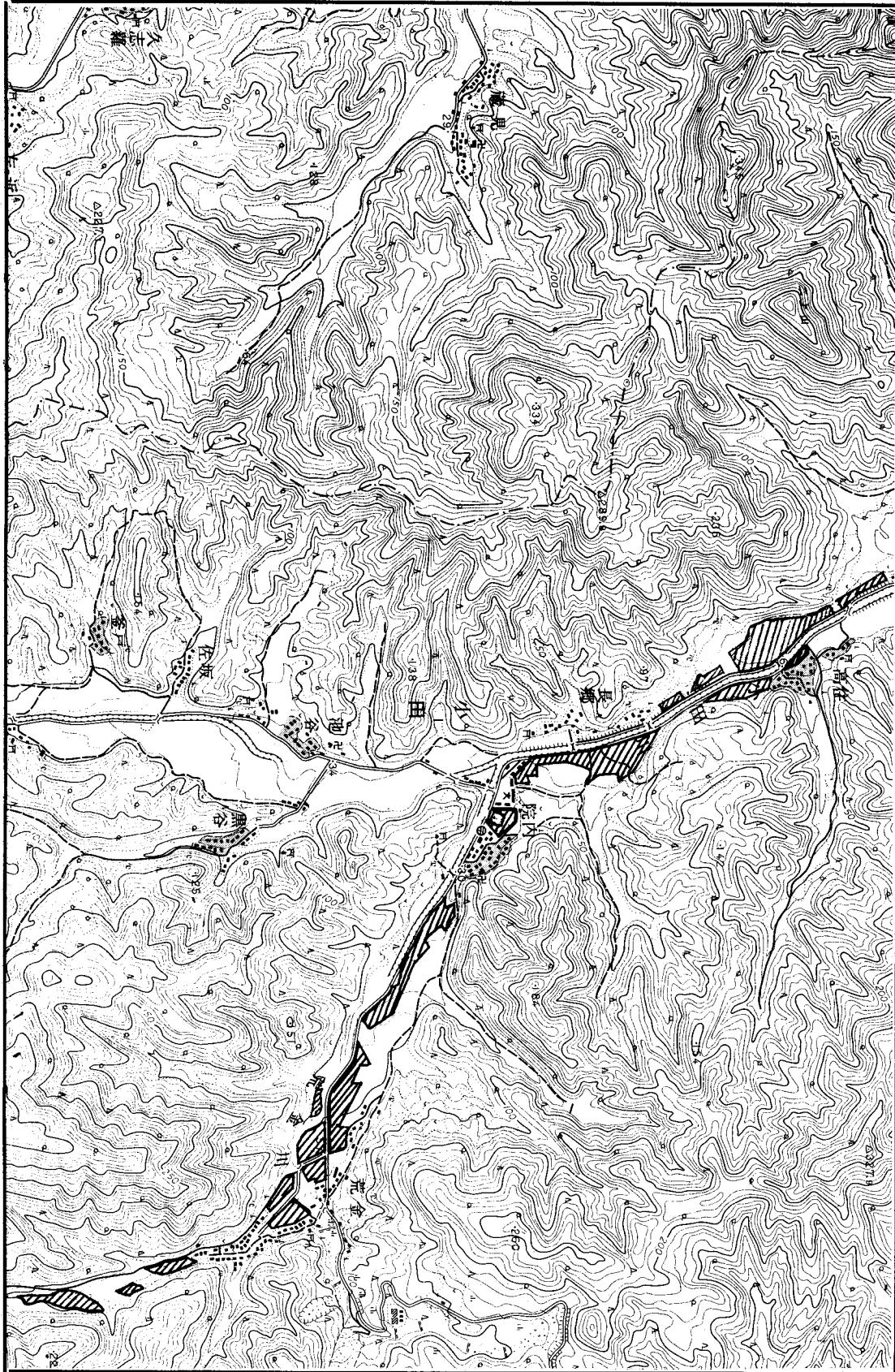
(号外) 第4号 2

昭和61年2月14日 金曜日



3 昭和61年2月14日 金曜日 鳥取県公報

(号外) 第4号



昭和61年2月14日 金曜日

鳥取県告示第百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る八頭中央地区第七工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年二月十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場及び郡家町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

規定に基づき、県営土地改良事業に係る加勢蛇川地区第三工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年二月十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る加勢蛇川地区第四工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定

鳥取県告示第百五十五号

により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月十四日

昭和六十一年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県代表監査委員 植 田 親 俊

鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令

鳥取県監査委員事務局組織規程（昭和四十七年三月鳥取県代表監査委員訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第三条監査第一課の項第五号を次のように改める。

五 定期監査、隨時監査及び県が財政的援助を与えているもの等の監査

並びに決算の審査に関する事。

第三条監査第二課の項第一号を次のように改める。

一 定期監査、隨時監査及び県が財政的援助を与えているもの等の監査

並びに決算の審査に関する事。

附 則

この訓令は、昭和六十一年二月十四日から施行する。

代表監査委員訓令

鳥取県代表監査委員訓令第一号

鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。